

(2) さいたま市 下水排除基準・除害施設設置基準 一覧表

令和3年10月29日現在

単位:mg/L、ただし、ダイオキシン類(pg-TEQ/L)を除く

項目	特定事業場	非特定事業場
カドミウム及びその化合物※1	0.03以下	0.03以下
シアン化合物	1以下	1以下
有機燐化合物	1以下	1以下
鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下
六価クロム化合物	0.5以下	0.5以下
ヒ素及びその化合物	0.1以下	0.1以下
水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0005以下	0005以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下
トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下
有 四塩化炭素	0.02以下	0.02以下
害 1, 2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下
物 1, 1-ジクロロエチレン	1以下	1以下
質 シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下	3以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下
チウラム	0.06以下	0.06以下
シマジン	0.03以下	0.03以下
チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下
ベンゼン	0.1以下	0.1以下
セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下
ホウ素及びその化合物※1	10以下	10以下
フッ素及びその化合物※1	8以下	8以下
1, 4-ジオキサン※1	0.5以下	0.5以下
ダイオキシン類	10以下	10以下
アンモニア性窒素等含有量※1	380未満	380未満

(備考)1 色付けされている箇所は直罰対象の基準です。

2 項目のうち有害物質については、特定事業場、非特定事業場もいずれも、排水基準は日排水量によることはありません。

3 ※1は一部の業種については暫定基準が適用されます。

令和3年10月29日現在

単位：mg/L、ただし、水素イオン濃度、温度を除く

項目	特定事業場				非特定事業場			
	50m ³ /日以上	30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	10m ³ /日以上 30m ³ /日未満	10m ³ /日未満	50m ³ /日以上	30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	10m ³ /日以上 30m ³ /日未満	10m ³ /日未満
クロム及びその化合物	2以下				2以下			
銅及びその化合物	3以下				3以下			
亜鉛及びその化合物※1	2以下				2以下			
フェノール類	5以下				5以下			
鉄及びその化合物	10以下				10以下			
マンガン及びその化合物	10以下				10以下			
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	—	—	5を超え9未満	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5以下	5以下	—	—	5以下	—	—
	動植物油脂類含有量	30以下	30以下	—	—	30以下	—	—
生物化学的酸素要求量	600未満	—	—	—	600未満	—	—	—
浮遊物質	600未満	—	—	—	600未満	—	—	—
窒素含有量※1	240未満	—	—	—	240未満	—	—	—
燐消費量※1	32未満	—	—	—	32未満	—	—	—
温度	45℃未満				45℃未満			
よう素消費量	220未満	—	—	—	220未満	—	—	—

(備考) 1 クロム類からマンガン類に係る特定事業場における日排水量10m³/日未満の基準については、「埼玉県水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例」によります。

2 透析医療機関においては、水素イオン濃度の排除基準は日排水量によらず5を超え9未満です。

3 色付けされている箇所は直罰対象の基準です。

4 ※1は一部の業種については暫定基準が適用されます。